

令和5年7月定例会

(2023年)

市議会議案参考資料

(予算常任委員会 健康福祉分科会提出分)

吹 田 市

子供の習い事費用の助成制度における他市の習い事の対象範囲及び実績

市	習い事の対象範囲（他市要項抜粋）	助成額	利用率	備考						
1 大阪市	<p>1. 集団または個別に補習、進学指導等の学習指導を行うプログラム</p> <p>2. 文化活動またはスポーツ活動の訓練、練習、稽古、その他指導を行うプログラムで、小学校・中学校の学習指導要領で取り扱われている種目・分野に関するもの及びそれに準じると大阪市が認めるもの (例)</p> <table border="1"> <tr> <td>文</td> <td>音楽、美術、書写、調理、手芸、工作、そろばん、パソコンなど</td> </tr> <tr> <td>スポーツ</td> <td>器械運動、陸上競技、水泳、球技、武道、ダンスなど</td> </tr> </table>	文	音楽、美術、書写、調理、手芸、工作、そろばん、パソコンなど	スポーツ	器械運動、陸上競技、水泳、球技、武道、ダンスなど	1人あたり月額1万円を上限	60.7%	令和3年度（2021年度）実績 $\frac{1 \text{ か月以上利用した生徒数}(18,296 \text{ 人})}{\text{想定助成対象者数}(30,149 \text{ 人})} \times 100$		
文	音楽、美術、書写、調理、手芸、工作、そろばん、パソコンなど									
スポーツ	器械運動、陸上競技、水泳、球技、武道、ダンスなど									
2 福岡市	<p>1. 文化活動またはスポーツ活動の訓練、練習、稽古、その他指導を行うプログラムで、小・中学校の指導要領で取り扱われている種目・分野に関するもの及びそれに準じると福岡市が認めるもの</p> <p>2. 集団または個別に補習、進学指導等の学習支援を行うプログラム (例)</p> <table border="1"> <tr> <td>文化教室</td> <td>ピアノ、ギター、その他音楽、美術、書写、調理、手芸、工作、そろばん、パソコン等</td> </tr> <tr> <td>スポーツ教室</td> <td>水泳、体操、野球、サッカー、バスケットボール、バレエボール、卓球、テニス、バドミントン、柔道、空手、剣道、ダンス等</td> </tr> <tr> <td>学習塾等</td> <td>学習塾、家庭教師、英語塾・英会話教室、オンライン学習塾・オンライン家庭教室等</td> </tr> </table>	文化教室	ピアノ、ギター、その他音楽、美術、書写、調理、手芸、工作、そろばん、パソコン等	スポーツ教室	水泳、体操、野球、サッカー、バスケットボール、バレエボール、卓球、テニス、バドミントン、柔道、空手、剣道、ダンス等	学習塾等	学習塾、家庭教師、英語塾・英会話教室、オンライン学習塾・オンライン家庭教室等	1人あたり月額1万円を上限	-	令和4年度（2022年度）から助成開始のため、実績は未公表
文化教室	ピアノ、ギター、その他音楽、美術、書写、調理、手芸、工作、そろばん、パソコン等									
スポーツ教室	水泳、体操、野球、サッカー、バスケットボール、バレエボール、卓球、テニス、バドミントン、柔道、空手、剣道、ダンス等									
学習塾等	学習塾、家庭教師、英語塾・英会話教室、オンライン学習塾・オンライン家庭教室等									
3 千葉市	<p>1. 集団または個別に補習、進学指導等の学習指導を行うプログラム</p> <p>2. 文化活動またはスポーツ活動の訓練、練習、稽古、その他指導を行うプログラムで、小学校学習指導要領で取り扱われている種目・分野に関するもの及びそれに準じると千葉市が認めるもの (例)</p> <table border="1"> <tr> <td>文</td> <td>音楽、美術、書写、調理、手芸、工作、そろばん、パソコンなど</td> </tr> <tr> <td>スポーツ</td> <td>器械運動、陸上競技、水泳、球技、武道、ダンスなど</td> </tr> </table> <p>3. 自然体験や社会体験等の体験活動で小学校学習指導要領の趣旨に沿うもの</p> <p>4. 上記サービスのほか千葉市長が特に認めるもの</p>	文	音楽、美術、書写、調理、手芸、工作、そろばん、パソコンなど	スポーツ	器械運動、陸上競技、水泳、球技、武道、ダンスなど	1人あたり月額1万円を上限	約90.0%	令和3年度（2021年度）実績 $\frac{\text{利用者}(約180 \text{ 人})}{\text{定員}(200 \text{ 人})} \times 100$		
文	音楽、美術、書写、調理、手芸、工作、そろばん、パソコンなど									
スポーツ	器械運動、陸上競技、水泳、球技、武道、ダンスなど									

市営岸部中（北）住宅跡地複合施設整備検討の経過

1 認定こども園

(1) 従前から市立ことぶき保育園、市立認定こども園岸部第一幼稚園の園舎老朽化や多様なニーズに対応するための施設規模・機能の見直しの必要性を課題として認識

(2) 令和 3 年（2021 年）3 月 吹田市公共施設（一般建築物）個別施設計画策定
〈対策内容と実施時期〉
ア ことぶき保育園
優先的に方向性等の検討を行う施設として位置づけ
短期的には大規模修繕による長寿命化
中長期的には幼稚園又は幼稚園型認定こども園との複合化を検討し、建替え
イ 認定こども園岸部第一幼稚園
優先的に方向性等の検討を行う施設として位置づけ
大規模修繕による長寿命化

(3) 令和 3 年（2021 年）10 月 市営岸部中（北）住宅跡地利活用調査
認定こども園整備用地として活用希望を表明

(4) 令和 3 年（2021 年）11 月～ 部内検討
ア 施設老朽化への対応等
イ 現地建替の課題
ウ 多様なニーズに対応するための施設規模・機能の見直し
エ 両施設近隣の活用可能地と複合化の検討

(5) 令和 4 年（2022 年）10 月 第 2 期子ども・子育て支援事業計画中間見直し案作成
児童推計に基づき、教育・保育の量の見込みを下方修正

2 防災用備蓄倉庫

(1) 「吹田市備蓄計画」に基づき防災用備蓄倉庫の未整備地域において、可及的速やかな整備の必要性を課題として認識

(2) 令和 3 年（2021 年）3 月 吹田市公共施設（一般建築物）個別施設計画策定
〈基本的な方針〉
未整備地区についても引き続き必要な整備を進める

(1)

- (3) 令和3年(2021年)8月 恒久的施設の設置場所の検討を進めると同時に、設置場所が見つかるまでの間、暫定施設の設置場所を検討
暫定施設として旧岸部診療所の利用について資産経営室と調整開始
- (4) 令和3年(2021年)10月 市営岸部中(北)住宅跡地利活用調査
恒久的な防災用備蓄倉庫整備用地として活用希望を表明
- (5) 令和3年(2021年)11月～ 部内検討
ア 物資等の搬入・搬出時の車両動線
イ 必要床面積の算定
ウ 要員調整、荷捌き等必要な機能の検討
- (6) 令和4年(2022年)12月 旧岸部診療所を活用し、片山・岸部地域の暫定施設の供用を開始

3 複合施設

- (1) 令和4年(2022年)5月 庁内検討
～令和5年(2023年)1月 ア 新規施設整備の必要性
イ 複合化と整備用地の有効活用
ウ 整備内容及び発注方法
- (2) 令和5年(2023年)2月 公共施設最適化推進委員会で施設の方向性を確認
ことぶき保育園及び認定こども園岸部第一幼稚園については、両施設の統合による建替を行う方がより効率的な施設管理・運営が可能であり、両施設を統合した認定こども園を整備するとともに、恒久化を目指す防災用備蓄倉庫との複合施設として整備
- (3) 令和5年(2023年)5月 令和5年度(2023年度)7月補正予算に係る実施計画・予算の要求
- (4) 令和5年(2023年)6月 令和5年度(2023年度)7月補正予算に係る実施計画・予算の承認
- (5) 令和5年(2023年)7月 令和5年7月定例会に関連予算を提案

(2)

子ども・子育て支援交付金交付要綱（抜粋）

議案第75号参考資料
児童部子育て政策室

令和4年10月20日

第二十次改正 府子本第1004号

令和4年11月29日

第二十一次改正 府子本第61号

令和5年2月9日

各 都道府県知事 殿

内閣総理大臣

子ども・子育て支援交付金の交付について

標記の交付金については、別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」により行うこととし、平成28年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

子ども・子育て支援交付金交付要綱

(通則)

第1条 子ども・子育て支援交付金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき市町村（特別区を含む。以下同じ。）が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）に基づく措置のうち、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この交付金の交付の対象（以下「交付対象事業」という。）は、事業計画に基づいて実施される次の事業とする。

(1) 利用者支援事業

「利用者支援事業の実施について」（平成27年5月21日府子本第83号、27文科初第270号、雇児発0521第1号）の別紙に定める利用者支援事業

(2) 延長保育事業

「延長保育事業の実施について」（平成27年7月17日雇児発0717第10号）の別紙に定める延長保育事業

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

「実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について」（平成27年7月17日府子本第81号、27文科初第240号、雇児発0717第5号）の別紙に定める実費徴収に係る補足給付を行う事業

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」（平成27年7月17日府子本第88号、27文科初第239号、雇児発0717第6号）の別紙に定める多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(5) 放課後児童健全育成事業

「放課後児童健全育成事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第8号）の別紙に定める放課後児童健全育成事業

(6) 子育て短期支援事業

- 「子育て短期支援事業の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第14号）の別紙に定める子育て短期支援事業
- (7) 乳児家庭全戸訪問事業
「乳児家庭全戸訪問事業の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第32号）の別紙に定める乳児家庭全戸訪問事業
- (8) 養育支援訪問事業
「養育支援訪問事業の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第33号）の別紙に定める養育支援訪問事業
- (9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第34号）の別紙に定める子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- (10) 地域子育て支援拠点事業
「地域子育て支援拠点事業の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第18号）の別紙に定める地域子育て支援拠点事業
- (11) 一時預かり事業
「一時預かり事業の実施について」（平成27年7月17日27文科初第238号、雇児発0717第11号）の別紙に定める一時預かり事業
- (12) 病児保育事業
「病児保育事業の実施について」（平成27年7月17日雇児発0717第12号）の別紙に定める病児保育事業
- (13) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第17号）の別紙に定める子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

（交付額の算定方法）

第4条 この交付金の交付額は、別紙の第2欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 第2欄の各区分ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 第2欄の各区分ごとに、(1)により選定された額に第5欄に定める国の負担割合を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

（交付の条件）

第5条 この交付金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

- (1) 交付対象事業に要する経費については、別紙様式2の別表1及び別紙様式4における「特定分」、「一般分」、「その他分」及び「特例措置分」の区分を超えて配分の

変更を行うことはできない。

- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、内閣総理大臣の承認を受けずに、この交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 内閣総理大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に返納させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式8により速やかに内閣総理大臣に報告しなければならない。なお、交付対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、内閣総理大臣は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (8) この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつこれらを交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (9) 市町村は、市町村以外の者が行う交付対象事業に対して、この交付金をその財源の一部とする補助金等を交付する場合には、間接補助事業者に対して(1)から(8)までに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、(2)、(3)、(4)、(5)、(7)及び(8)中「内閣総理大臣」とあるのは「市町村長」と、(5)及び(7)中「国庫」とあるのは「市町村」と、(4)及び(8)中「交付金」とあるのは「補助金等」と読み替えるものとする。

(申請手続)

第6条 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 市町村長は、別紙様式2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、市町村から(1)の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、別紙様式3と併せて別に定める日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(変更交付申請)

第7条 この交付金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続に従い、別に定める日までにを行うものとする。

(交付決定)

第8条 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。

- 2 都道府県知事は内閣総理大臣の交付決定又は決定の変更があったときは、市町村に対し別紙様式4により、速やかに決定内容及びこれに付された条件を通知すること。
- 3 市町村は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(交付金の概算払)

第9条 内閣総理大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

第10条 この交付金の事業実績の報告は、次により行うものとする。

- (1) 市町村長は、毎年4月10日(第5条の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)までに別紙様式5による報告書を都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、市町村から(1)の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、別紙様式6と併せて毎年4月末日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(額の確定)

第11条 都道府県知事は内閣総理大臣の確定通知があったときは、市町村に対し別紙様式7により、速やかに確定の通知を行うこと。

(交付金の返還)

第12条 内閣総理大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

第13条 特別の事情により、第4条、第6条、第7条及び第10条に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別紙（一時預かり事業分抜粋 令和5年度改正予定反映）

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象経費	5 負担割合																																																																						
一時預かり事業	一時預かり事業（一般分）	<p>1 運営費</p> <p>(1) 一般型</p> <p>ア 一般型対象児童（イ～エを除く）（1か所当たり年額）</p> <p>(7) 基本分</p> <p>① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>300人未満</td><td>2,751,000円</td></tr> <tr><td>300人以上900人未満</td><td>3,051,000円</td></tr> <tr><td>900人以上1,500人未満</td><td>3,267,000円</td></tr> <tr><td>1,500人以上2,100人未満</td><td>4,719,000円</td></tr> <tr><td>2,100人以上2,700人未満</td><td>6,171,000円</td></tr> <tr><td>2,700人以上3,300人未満</td><td>7,623,000円</td></tr> <tr><td>3,300人以上3,900人未満</td><td>9,075,000円</td></tr> <tr><td>3,900人以上4,500人未満</td><td>10,527,000円</td></tr> <tr><td>4,500人以上5,100人未満</td><td>11,979,000円</td></tr> <tr><td>5,100人以上5,700人未満</td><td>13,431,000円</td></tr> <tr><td>5,700人以上6,300人未満</td><td>14,883,000円</td></tr> <tr><td>6,300人以上6,900人未満</td><td>16,335,000円</td></tr> <tr><td>6,900人以上7,500人未満</td><td>17,787,000円</td></tr> <tr><td>7,500人以上8,100人未満</td><td>19,239,000円</td></tr> <tr><td>8,100人以上8,700人未満</td><td>20,691,000円</td></tr> <tr><td>8,700人以上9,300人未満</td><td>22,143,000円</td></tr> <tr><td>9,300人以上9,900人未満</td><td>23,595,000円</td></tr> <tr><td>9,900人以上10,500人未満</td><td>25,047,000円</td></tr> <tr><td>10,500人以上11,100人未満</td><td>26,499,000円</td></tr> <tr><td>11,100人以上11,700人未満</td><td>27,951,000円</td></tr> <tr><td>11,700人以上12,300人未満</td><td>29,403,000円</td></tr> <tr><td>12,300人以上12,900人未満</td><td>30,855,000円</td></tr> <tr><td>12,900人以上13,500人未満</td><td>32,307,000円</td></tr> <tr><td>13,500人以上14,100人未満</td><td>33,759,000円</td></tr> <tr><td>14,100人以上14,700人未満</td><td>35,211,000円</td></tr> <tr><td>14,700人以上15,300人未満</td><td>36,663,000円</td></tr> <tr><td>15,300人以上15,900人未満</td><td>38,115,000円</td></tr> <tr><td>15,900人以上16,500人未満</td><td>39,567,000円</td></tr> <tr><td>16,500人以上17,100人未満</td><td>41,019,000円</td></tr> <tr><td>17,100人以上17,700人未満</td><td>42,471,000円</td></tr> <tr><td>17,700人以上18,300人未満</td><td>43,923,000円</td></tr> <tr><td>18,300人以上18,900人未満</td><td>45,375,000円</td></tr> <tr><td>18,900人以上19,500人未満</td><td>46,827,000円</td></tr> <tr><td>19,500人以上20,100人未満</td><td>48,279,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>※20,100人以上の場合は別途協議</p>	年間延べ利用児童数	基準額	300人未満	2,751,000円	300人以上900人未満	3,051,000円	900人以上1,500人未満	3,267,000円	1,500人以上2,100人未満	4,719,000円	2,100人以上2,700人未満	6,171,000円	2,700人以上3,300人未満	7,623,000円	3,300人以上3,900人未満	9,075,000円	3,900人以上4,500人未満	10,527,000円	4,500人以上5,100人未満	11,979,000円	5,100人以上5,700人未満	13,431,000円	5,700人以上6,300人未満	14,883,000円	6,300人以上6,900人未満	16,335,000円	6,900人以上7,500人未満	17,787,000円	7,500人以上8,100人未満	19,239,000円	8,100人以上8,700人未満	20,691,000円	8,700人以上9,300人未満	22,143,000円	9,300人以上9,900人未満	23,595,000円	9,900人以上10,500人未満	25,047,000円	10,500人以上11,100人未満	26,499,000円	11,100人以上11,700人未満	27,951,000円	11,700人以上12,300人未満	29,403,000円	12,300人以上12,900人未満	30,855,000円	12,900人以上13,500人未満	32,307,000円	13,500人以上14,100人未満	33,759,000円	14,100人以上14,700人未満	35,211,000円	14,700人以上15,300人未満	36,663,000円	15,300人以上15,900人未満	38,115,000円	15,900人以上16,500人未満	39,567,000円	16,500人以上17,100人未満	41,019,000円	17,100人以上17,700人未満	42,471,000円	17,700人以上18,300人未満	43,923,000円	18,300人以上18,900人未満	45,375,000円	18,900人以上19,500人未満	46,827,000円	19,500人以上20,100人未満	48,279,000円	一時預かり事業の実施に必要な費用	<p>国 1/3</p> <p>都道府県 1/3</p> <p>市町村 1/3</p>
年間延べ利用児童数	基準額																																																																									
300人未満	2,751,000円																																																																									
300人以上900人未満	3,051,000円																																																																									
900人以上1,500人未満	3,267,000円																																																																									
1,500人以上2,100人未満	4,719,000円																																																																									
2,100人以上2,700人未満	6,171,000円																																																																									
2,700人以上3,300人未満	7,623,000円																																																																									
3,300人以上3,900人未満	9,075,000円																																																																									
3,900人以上4,500人未満	10,527,000円																																																																									
4,500人以上5,100人未満	11,979,000円																																																																									
5,100人以上5,700人未満	13,431,000円																																																																									
5,700人以上6,300人未満	14,883,000円																																																																									
6,300人以上6,900人未満	16,335,000円																																																																									
6,900人以上7,500人未満	17,787,000円																																																																									
7,500人以上8,100人未満	19,239,000円																																																																									
8,100人以上8,700人未満	20,691,000円																																																																									
8,700人以上9,300人未満	22,143,000円																																																																									
9,300人以上9,900人未満	23,595,000円																																																																									
9,900人以上10,500人未満	25,047,000円																																																																									
10,500人以上11,100人未満	26,499,000円																																																																									
11,100人以上11,700人未満	27,951,000円																																																																									
11,700人以上12,300人未満	29,403,000円																																																																									
12,300人以上12,900人未満	30,855,000円																																																																									
12,900人以上13,500人未満	32,307,000円																																																																									
13,500人以上14,100人未満	33,759,000円																																																																									
14,100人以上14,700人未満	35,211,000円																																																																									
14,700人以上15,300人未満	36,663,000円																																																																									
15,300人以上15,900人未満	38,115,000円																																																																									
15,900人以上16,500人未満	39,567,000円																																																																									
16,500人以上17,100人未満	41,019,000円																																																																									
17,100人以上17,700人未満	42,471,000円																																																																									
17,700人以上18,300人未満	43,923,000円																																																																									
18,300人以上18,900人未満	45,375,000円																																																																									
18,900人以上19,500人未満	46,827,000円																																																																									
19,500人以上20,100人未満	48,279,000円																																																																									

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象経費	5 負担割合																																																																						
		② ①以外（地域密着Ⅱ型を含む）の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>300人未満</td><td>2,751,000円</td></tr> <tr><td>300人以上900人未満</td><td>2,934,000円</td></tr> <tr><td>900人以上1,500人未満</td><td>3,146,000円</td></tr> <tr><td>1,500人以上2,100人未満</td><td>4,544,000円</td></tr> <tr><td>2,100人以上2,700人未満</td><td>5,942,000円</td></tr> <tr><td>2,700人以上3,300人未満</td><td>7,340,000円</td></tr> <tr><td>3,300人以上3,900人未満</td><td>8,738,000円</td></tr> <tr><td>3,900人以上4,500人未満</td><td>10,136,000円</td></tr> <tr><td>4,500人以上5,100人未満</td><td>11,534,000円</td></tr> <tr><td>5,100人以上5,700人未満</td><td>12,932,000円</td></tr> <tr><td>5,700人以上6,300人未満</td><td>14,330,000円</td></tr> <tr><td>6,300人以上6,900人未満</td><td>15,728,000円</td></tr> <tr><td>6,900人以上7,500人未満</td><td>17,126,000円</td></tr> <tr><td>7,500人以上8,100人未満</td><td>18,524,000円</td></tr> <tr><td>8,100人以上8,700人未満</td><td>19,922,000円</td></tr> <tr><td>8,700人以上9,300人未満</td><td>21,320,000円</td></tr> <tr><td>9,300人以上9,900人未満</td><td>22,718,000円</td></tr> <tr><td>9,900人以上10,500人未満</td><td>24,116,000円</td></tr> <tr><td>10,500人以上11,100人未満</td><td>25,514,000円</td></tr> <tr><td>11,100人以上11,700人未満</td><td>26,912,000円</td></tr> <tr><td>11,700人以上12,300人未満</td><td>28,310,000円</td></tr> <tr><td>12,300人以上12,900人未満</td><td>29,708,000円</td></tr> <tr><td>12,900人以上13,500人未満</td><td>31,106,000円</td></tr> <tr><td>13,500人以上14,100人未満</td><td>32,504,000円</td></tr> <tr><td>14,100人以上14,700人未満</td><td>33,902,000円</td></tr> <tr><td>14,700人以上15,300人未満</td><td>35,300,000円</td></tr> <tr><td>15,300人以上15,900人未満</td><td>36,698,000円</td></tr> <tr><td>15,900人以上16,500人未満</td><td>38,096,000円</td></tr> <tr><td>16,500人以上17,100人未満</td><td>39,494,000円</td></tr> <tr><td>17,100人以上17,700人未満</td><td>40,892,000円</td></tr> <tr><td>17,700人以上18,300人未満</td><td>42,290,000円</td></tr> <tr><td>18,300人以上18,900人未満</td><td>43,688,000円</td></tr> <tr><td>18,900人以上19,500人未満</td><td>45,086,000円</td></tr> <tr><td>19,500人以上20,100人未満</td><td>46,484,000円</td></tr> </tbody> </table> ※20,100人以上の場合は別途協議 (イ) 基幹型施設加算 1,150,000円 イ 特別利用保育等対象児童（児童1人当たり日額） （子ども・子育て支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育の提供を受ける児童及び第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育の提供を受ける児童。）	年間延べ利用児童数	基準額	300人未満	2,751,000円	300人以上900人未満	2,934,000円	900人以上1,500人未満	3,146,000円	1,500人以上2,100人未満	4,544,000円	2,100人以上2,700人未満	5,942,000円	2,700人以上3,300人未満	7,340,000円	3,300人以上3,900人未満	8,738,000円	3,900人以上4,500人未満	10,136,000円	4,500人以上5,100人未満	11,534,000円	5,100人以上5,700人未満	12,932,000円	5,700人以上6,300人未満	14,330,000円	6,300人以上6,900人未満	15,728,000円	6,900人以上7,500人未満	17,126,000円	7,500人以上8,100人未満	18,524,000円	8,100人以上8,700人未満	19,922,000円	8,700人以上9,300人未満	21,320,000円	9,300人以上9,900人未満	22,718,000円	9,900人以上10,500人未満	24,116,000円	10,500人以上11,100人未満	25,514,000円	11,100人以上11,700人未満	26,912,000円	11,700人以上12,300人未満	28,310,000円	12,300人以上12,900人未満	29,708,000円	12,900人以上13,500人未満	31,106,000円	13,500人以上14,100人未満	32,504,000円	14,100人以上14,700人未満	33,902,000円	14,700人以上15,300人未満	35,300,000円	15,300人以上15,900人未満	36,698,000円	15,900人以上16,500人未満	38,096,000円	16,500人以上17,100人未満	39,494,000円	17,100人以上17,700人未満	40,892,000円	17,700人以上18,300人未満	42,290,000円	18,300人以上18,900人未満	43,688,000円	18,900人以上19,500人未満	45,086,000円	19,500人以上20,100人未満	46,484,000円		
年間延べ利用児童数	基準額																																																																									
300人未満	2,751,000円																																																																									
300人以上900人未満	2,934,000円																																																																									
900人以上1,500人未満	3,146,000円																																																																									
1,500人以上2,100人未満	4,544,000円																																																																									
2,100人以上2,700人未満	5,942,000円																																																																									
2,700人以上3,300人未満	7,340,000円																																																																									
3,300人以上3,900人未満	8,738,000円																																																																									
3,900人以上4,500人未満	10,136,000円																																																																									
4,500人以上5,100人未満	11,534,000円																																																																									
5,100人以上5,700人未満	12,932,000円																																																																									
5,700人以上6,300人未満	14,330,000円																																																																									
6,300人以上6,900人未満	15,728,000円																																																																									
6,900人以上7,500人未満	17,126,000円																																																																									
7,500人以上8,100人未満	18,524,000円																																																																									
8,100人以上8,700人未満	19,922,000円																																																																									
8,700人以上9,300人未満	21,320,000円																																																																									
9,300人以上9,900人未満	22,718,000円																																																																									
9,900人以上10,500人未満	24,116,000円																																																																									
10,500人以上11,100人未満	25,514,000円																																																																									
11,100人以上11,700人未満	26,912,000円																																																																									
11,700人以上12,300人未満	28,310,000円																																																																									
12,300人以上12,900人未満	29,708,000円																																																																									
12,900人以上13,500人未満	31,106,000円																																																																									
13,500人以上14,100人未満	32,504,000円																																																																									
14,100人以上14,700人未満	33,902,000円																																																																									
14,700人以上15,300人未満	35,300,000円																																																																									
15,300人以上15,900人未満	36,698,000円																																																																									
15,900人以上16,500人未満	38,096,000円																																																																									
16,500人以上17,100人未満	39,494,000円																																																																									
17,100人以上17,700人未満	40,892,000円																																																																									
17,700人以上18,300人未満	42,290,000円																																																																									
18,300人以上18,900人未満	43,688,000円																																																																									
18,900人以上19,500人未満	45,086,000円																																																																									
19,500人以上20,100人未満	46,484,000円																																																																									

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象経費	5 負担割合
		(ア) 平日分 400円 (イ) 長期休業日（8時間未満） 400円 (ウ) 長期休業日（8時間以上） 800円 (エ) 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用） 800円 (オ) 長時間加算 （(ア)(イ)については4時間（又は特別利用保育等として提供される時間との合計が8時間）、(ウ)(エ)については8時間を超えた利用） ・超えた利用時間が2時間未満 100円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円 ・超えた利用時間が3時間以上 300円 ウ 緊急一時預かり対象児童（児童1人当たり日額） 4,400円 エ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算（児童1人当たり日額） 3,600円 (2) 幼稚園型Ⅰ 【略】 (3) 幼稚園型Ⅱ 【略】 (4) 余裕活用型（児童1人当たり日額） ア 基本分 2,400円 イ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算（児童1人当たり日額） 3,600円 (5) 居宅訪問型（児童1人当たり日額） ア イの緊急一時預かり対象児童以外の児童 利用時間4時間以上 9,000円 利用時間4時間未満 4,500円 イ 緊急一時預かり対象児童 利用時間4時間以上 12,100円 利用時間4時間未満 6,050円 ウ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算（児童1人当たり日額） 3,600円 2 開設準備経費（1か所当たり年額） (1) 改修費等 4,000,000円 (2) 礼金及び賃借料（開設前月分） 600,000円 ※（1）（2）とも令和5年度に支払われたものに限る。 ※（2）は一般型に限る。		
	一時預かり事業（その他分）	1 運営費の事務経費加算（一般型に限る） 2,670,000円		一時預かり事業の実施に必要な費用

国民健康保険業務の一部委託実施団体一覧（府内中核市及び北摂他市）

	豊中市	八尾市	東大阪市	池田市	箕面市
民間事業者に委託することが可能な業務（平成21年(2009年)厚生労働省発出)					
各種届出書・申請書の受付	○	○	○	○	○
被保険者台帳等への記載	○	○	○	○	○
被保険者証等の作成	○	○	○	○	○
被保険者証等の引渡し業務	○	○	○	○	○
その他補助的業務	○	○	○	○	○

・届出・申請内容等の確認を行うこと。届出・申請内容等が不十分なときは、適宜加筆、修正等を求めること。
・届出書・申請に必要な添付書類が添付されているかどうかの確認を行うこと。添付書類が不足又は不適當な場合は、適宜差替え等を求めること。

・届出書・申請内容を被保険者台帳等へ記載すること。（端末の入出力の操作を含む。）

・市職員による被保険者証等の交付の決定を受けて、請求者に交付する被保険者証等を作成すること。（端末の入出力の操作を含む。）

・作成された被保険者証等を窓口において請求者に手交すること。また、被保険者証等を郵便等により送付する場合において、発送のための一連の業務を行うこと。

・上記以外の事実上の行為。

※総務省「民間委託を実施している地方公共団体の各種情報を整理したデータシート（令和元年（2019年）5月1日時点）」をもとに聴き取りを行い、令和5年（2023年）5月時点の情報に修正

令和 3 年 (2021 年) 12 月 15 日
午前 9 時 ~ 午前 10 時
於：高層棟 4 階 特別会議室
市民部 市民課
健康医療部 国民健康保険課
税務部 税制課
資産税課
市民税課
納税課
債権管理課

令和 3 年度 第 8 回政策調整会議 市民課・国民健康保険課・税務部の業務委託について

市民課、国民健康保険課及び税務部において、限られた人的・財政的資源を有効に活用し、効果的かつ効率的で持続可能な市民サービスを提供するため、国が示す民間事業者が担うことができる業務のうち、民間事業者が担うことが適している業務を精査の上、業務委託を進めるものです。

1 概要

地方公共団体における窓口関連業務に関して、平成 18 年 (2006 年) 9 月に総務省が「公共サービス改革基本方針」(最近改訂令和 3 年 (2021 年) 7 月 9 日) を策定したことを契機に、民間事業者が担うことができる窓口関連業務について各府省庁が一定の範囲を示し、より良質かつ低廉な公共サービスの実現を目指した公共サービスの改革推進が求められています。

本市においても、平成 31 年 (2019 年) 4 月に「業務プロセスの改善に関する基本的な考え方」を策定し、持続可能な行政運営を進めるとともに、職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図るための取組を進めています。その方向性の 1 つとして、業務のプロセス等を見直した上で、民間事業者の専門性やノウハウが活用できる業務については委託を進めるなど、民間活力の導入を行うこととしており、国民年金や介護保険に関する窓口業務については、既に委託しています。しかし、人口減少による働き手不足などにより、今後ますます、限られた人的・財政的資源を有効に生かし、その中で新たな課題に取り組む業務体制の構築が必要となることが想定されるため、取組の加速化が必要です。

以上のことから、民間事業者が担うことが適している業務を精査の上、業務委託を進めるものです。

なお、業務プロセスの改善や民間事業者が担うことが適している業務の精査などについては、国が進めるシステムの標準化 (目標時期：令和 7 年度 (2025 年度)) を踏まえたものとします。そのため、システムの標準化と合わせて、コンサルタント事業者の支援を受けることとします。

2 委託業務の内容（概要）

（1）市民課【資料1-2のとおり】

資料1-2のうち、No.1「各種証明書の郵送請求業務」を以下「郵送請求業務」という。No.2以下の業務を以下「その他の業務」という。

（2）国民健康保険課【資料1-3のとおり】

（3）税務部【資料1-4のとおり】

3 スケジュール

	市民課	国民健康保険課	税務部
令和4年度 (2022年度)	4月～5月 コンサルタント事業者 選定・契約 6月～7月 業務委託事業者選定 9月 業務委託契約 12月 郵送請求業務委託開始	4月～7月 コンサルタント事業者選定 8月 コンサルタント業務契約	4月～7月 コンサルタント事業者選定 8月 コンサルタント業務契約
令和5年度 (2023年度)	10月 その他の業務委託開始 (年金業務含む)	4月～ 業務委託事業者 選定・契約 研修・引継ぎ 2月 業務委託開始	4月～ 業務委託事業者 選定・契約 研修・引継ぎ 2月 業務委託開始

（1）市民課

郵送請求業務及びその他の業務を一括して業務委託する事業者を、令和4年6月にプロポーザル方式により選定します。令和4年12月に郵送請求業務、令和5年10月にその他の業務の委託を開始します。

郵送請求業務は、その他の業務と切り離して一連の事務処理を行うことができます。また、窓口請求業務と同様の事務処理が多いことや、その他の業務においても必要となる住民記録システムの操作を行うことなどから、その他の業務の委託を進めるに当たっての、スムーズな引継ぎが期待できます。以上のことから、まずは郵送請求業務の委託を、その他の業務に先行して行います。

なお、令和4年6月に業務委託事業者の選定を行うため、民間事業者が担うことが適している業務の精査などについては職員が行います。

（2）国民健康保険課

令和3年度から、業務プロセスの改善や民間事業者が担うことが適している業務の精査などを行い、令和5年4月から、プロポーザル方式により業務委託事業者の選定・契約手続きを開始します。業務委託事業者と契約後、研修・引継ぎなどを行い、令和6年2月に業務委託を開始します。

(3) 税務部

令和3年度から、業務プロセスの改善や民間事業者が担うことが適している業務の精査などを行い、令和5年4月から、業務委託事業者の選定・契約手続きを開始します。業務委託事業者と契約後、研修・引継ぎなどを行い、令和6年2月に業務委託を開始します。

4 業務体制への影響、委託料（概算）

資料1-5のとおり

【国民健康保険課】委託業務の内容（概要）

※令和 6 年 2 月委託開始予定。

	業務内容	備考
	国民健康保険・後期高齢者医療	
1	資格得喪窓口受付及び入力、被保険者証等交付業務	
2	被保険者証管理業務	
3	資格関係リスト処理業務	日次・月次処理
4	所得申告書受付及び入力業務	
5	保険料減免受付及び入力業務	
6	他市照会業務	
7	保険料更正業務	
8	住所地特例処理業務	
9	通知書などの登録住所以外への発送申請書受付及び入力処理業務	
10	保険料 口座振替申込受付登録・過誤納還付・収納・納付額確認書発行業務	
11	保険給付に係る各種届出書・申請書の受付、入力及び限度額認定証等の交付業務	
12	特定健診受診票（券）等の交付・再交付業務	
13	その他窓口受付・対応業務	内容による
14	電話対応、郵便物開封・封緘・発送処理、書類整理、届出書等書類印刷、在庫管理など	内容による

業務委託導入に伴う業務体制及び委託料の推移

所管	業務委託の 開始時期	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	影響
1 市民課	-	年度当初の 業務体制	70人		64人	50人	▲20人
2		会計年度任用職員	19.8人		16.9人	15.2人	▲4.6人
4		年度当初の 業務体制	58人		54人	40人	▲18人
5	①R4.12月 ②R5.10月	会計年度任用職員	19.8人		16.9人	15.2人	▲4.6人
6		業務委託料(概算)	-	102,847千円	347,451千円	355,479千円	+355,479千円
7	-	年度当初の 業務体制	12人		10人	10人	▲2人
8		会計年度任用職員	0人		0人	0人	-
9		年度当初の 業務体制	36人			28人	▲8人
10	R6.2月	会計年度任用職員	21.0人			14.1人	▲6.9人
11		業務委託料(概算)	-		33,161千円	175,646千円	+175,646千円
12		年度当初の 業務体制	111人			105人	▲6人
13	R6.2月	会計年度任用職員	23.4人			19.4人	▲4.0人
14		業務委託料(概算)	-		28,191千円	150,488千円	+150,488千円
15	-	年度当初の 業務体制	15人			12人	▲3人
16		会計年度任用職員	4.0人			1.0人	▲3.0人
17	-	年度当初の 業務体制	32人			30人	▲2人
18		会計年度任用職員	7.5人			7.5人	-
19	-	年度当初の 業務体制	27人			26人	▲1人
20		会計年度任用職員	6.7人			5.7人	▲1.0人
21	-	年度当初の 業務体制	31人			31人	-
22		会計年度任用職員	3.6人			3.6人	-
23	-	年度当初の 業務体制	6人			6人	-
24		会計年度任用職員	1.6人			1.6人	-
25		年度当初の 業務体制	217人		211人	183人	▲34人
26	-	会計年度任用職員	64.2人		61.3人	48.7人	▲15.5人
27		業務委託料(概算)	-	102,847千円	408,803千円	681,613千円	+681,613千円

※常時勤務職員は、正職及び再任用常時職員の定数を指し、フルタイムの会計年度任用職員は含まない。

※会計年度任用職員の数については、年間1,860時間/人として換算。

※市民課の本庁業務(委託対象)の増減数については、マイナンバーカード交付件数増加への対応のため、令和3年度末まで増員している人員の減員▲2人を含む。

